

条 例

議会の議決を経た「千曲市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和6年12月27日

千曲市長

小川 修一

千曲市条例第38号

千曲市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千曲市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年千曲市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要があると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）」を「規則」に改め、同条第2項中「地理的条件」を「第1項の規定にかかわらず、地理的条件」に改め、「（規則第140条の66第1項第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項第1号及び第2号中「前項第1号から第3号まで」を「第1項各号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認められるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。